

設 例

寄附年月日	寄 附 先	所 在 地	用 途	金 額
平27.4.9	A 政治研究会	東京都中央区日本橋	政 治 資 金	1,200,000円
27.7.16	公益財団法人B博物館	東京都千代田区大手町	博物館増築資金	400,000
27.9.30	一般財団法人C協会	東京都港区西新橋	運 営 資 金	750,000
27.10.8	一般社団法人D協議会	東京都港区虎ノ門	運 営 資 金	400,000
28.3.10	特定非営利活動法人 ボランティアF	埼玉県和光市	国際協力活動資金	300,000
28.3.28	社会福祉法人E会	東京都中央区京橋	社会福祉事業資金	200,000
28.3.28	宗教法人G神社	東京都千代田区神田	祭 礼 費 用	712,000
合 計	-	-	-	3,962,000

- (注) 1 A政治研究会に対する寄附金1,200,000円は、前期中(平27.3.27)に仮払金経理により支出したものを当期において損金経理したものであるが、税務計算上は、前期において損金の額に算入している。
- 2 公益財団法人B博物館に対する寄附金は、指定寄附金(平27.告示第××号)である。
- 3 特定非営利活動法人ボランティアFは、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けている。
- 4 宗教法人G神社に対する寄附金は、平成28年3月28日に寄附に応じることを受諾したが、未払いつき未払金に経理している。

〔設例のポイント〕

寄附金の損金算入限度額の算出に当たって、寄附金の種類を正しく区分することができるか。

⇒関連する別表：別表十四(二)、別表四、別表五(-)

12 受取配当等及び所得税の納付等に関する事項

- (1) 当期中における配当等の収入金額の明細等は、次のとおりであり、営業外収益として確定した決算に計上している。

銘柄等	株式等の 取得年月日	配当等の 計算期間	配当等の 支払基準日	当期末に おける 帳簿価額	配当等の 金 額	源泉所得 税 額 等 (※)	都道府県 民税利子 割額	本 店 所在地	備 考
甲 株 式	平17.10.19	平27.3.1 平27.8.31	平27.8.31	円	円 200,000	円 40,840	円 -	東京都千代田区	非上場 株式
		平27.9.1 平28.2.29	平28.2.29	21,000,000	100,000	20,420	-	東京都千代田区	非上場 株式
乙 株 式	平21.8.4	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	23,500,000	800,000	163,360	-	東京都港区	非上場 株式
丙 株 式	平27.9.17	平26.10.1 平27.9.30	平27.9.30	-	210,000	32,161	-	東京都中央区	上場 株式
丁 株 式	平17.11.2	-	-	600,000	-	-	-	東京都大田区	非上場 株式
ユニット 投資信託A	平27.8.4	平26.11.1 平27.10.31	-	2,100,000	120,000	18,378	-		公募証券 投資信託
ユニット 投資信託B	平27.3.9	平26.12.1 平27.11.30	-	900,000	50,300	7,703	-		公募証券 投資信託
公 社 債 投 資 信 託	平26.9.19	平26.6.1 平27.5.31	-	600,000	71,200	10,904	3,560		非上場
甲 社 債	平20.9.30	平26.10.1 平27.9.30	-	3,500,000	45,500	6,968	2,275	東京都千代田区	上場
乙 社 債	平22.10.1	平27.2.1 平28.1.31	-	1,500,000	19,500	2,986	-	東京都目黒区	上場
銀 行 預 金				151,880,424	50,200	7,688	-		-

(※) 復興特別所得税を含む。